

海外画像デザイン登録例研究

平成 25 年度意匠委員会第 2 委員会 画像部会

茅野 直勝 (部会長), 大塚 啓生, 篠田 卓宏,
土谷 和之, 仲村 圭代, 仁科 勝史

要 約

2012 年度の意匠委員会, 第 2 委員会, 部分・画像部会では, 画像意匠について, 国内の登録例をピックアップして, 実際の審査において, どのように類否が判断されているかを調査・研究した (参照: パテント 2013 年 9 月号, Vol.66)。

今後, 意匠の国際登録を認めるハーグ協定ジュネーブ条約 (以下, 「ジュネーブ改正協定」とする) に我が国が加盟するにあたり, 我が国にした意匠登録出願に基づいて, 加盟国へ画像デザインに関する意匠出願を行う機会が増加することが予想される。

そこで, 2013 年度の意匠委員会, 第 2 委員会, 画像部会 (以下, 「当部会」とする) では, 前年度までの国内における画像デザインの調査・研究から海外へ目を転じ, 我が国でされた画像デザインの意匠出願が, 画像デザインを保護する制度を有する国 (主として, 欧州, 米国, 韓国) において, 実際にどのように登録されているかを調べ, 併せて海外における画像デザイン保護制度についても, 実際の登録例を参照しつつ調査・研究を行うこととした。

目次

1. 画像デザインが属する国際分類 (ロカルノ分類) について
2. 各国における我が国ユーザーの画像意匠登録例
3. まとめ

1. 画像デザインが属する国際分類 (ロカルノ分類) について

いわゆる「画像デザイン」と呼ばれるものの類型としては, 「専用機に組み込まれた画像」, 「汎用機の画像 (パソコンの OS の画像など)」, 「アプリケーションソフトウェアの画像」, 「ゲームソフトの画像」, 「アイコン自体」, 「ウェブページの画像」, 「壁紙の画像」などがある。

このうち, 現在の我が国において意匠登録が認められるものは, 原則的に「専用機に組み込まれた画像」のみである。「アイコン自体」については, 意匠に係る物品を伴わない, 画像そのものであるため, 直接の保護対象ではないが, 何らかの物品, 例えば「携帯情報端末」の画面に表された特徴的なアイコンであれば, 当該アイコンを, 物品の部分として, すなわち部分意匠として意匠登録を受け得る。

この画像デザインについては, 意匠の国際分類であるロカルノ分類では, 主として「14-04」という分類に多く分類されている。(なお, 前半の「14」は主たるクラスを表し, 最新の国際分類第 9 版では, クラス 1 からクラス 32 までである。また後半の「04」はサブクラスを表し, 全部で 219 ある)。この「14-04」は, 主に情報機器の「GUI (グラフィカル・ユーザー・インターフェイス)」や「コンピューター用アイコン」等をカバーするクラスとして定義されている。しかし実際は, 「14-04」の他にも, 「14-02」の「データプロセッシング機器, 及び周辺装置・デバイス」や「14-03」の「通信機器, ワイヤレスリモートコントロール及びラジオアンプ」にも, 画像デザインと考えられる登録例が多数存在する。また, グラフィックシンボルやロゴといった表面的な装飾であって, GUI 等に利用され得るものについては, クラス 14 ではなく, クラス「32-00」に分類されている。

今後, 我が国がジュネーブ改正協定の加盟国として, 国際登録出願を行うに際しては, ユーザーとなる出願人は国際意匠分類を自ら付与し, 願書に記載することができるようになる。また, 国際公開公報やロカ

ルノ協定加盟国の公報の先行意匠調査や権利調査を行うに際してもこのクラスの確認は重要な意義を持つようになる。

2. 各国における我が国ユーザーの画像意匠登録例

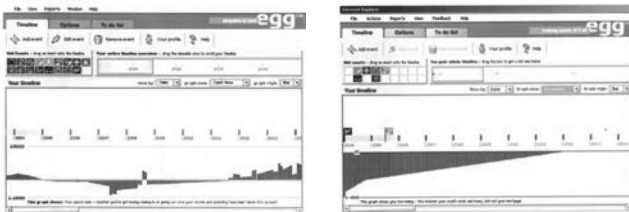
2-1 欧州（欧州共同体意匠商標庁）における登録例

各国における画像デザインの保護に関しては、欧州（欧州共同体意匠商標庁、以下「OHIM」とする）における保護が最も厚いと思われる。OHIM では、上述した画像デザインの類型は全て保護される。そもそも物品から離れた画像そのものが「製品」として考えられているため、グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）やアイコン等の画像そのものが保護対象となっている。

OHIM における GUI の登録例

（クレジットカードの利用状況をウェブ上で確認する画像デザインの例）

（登録番号：000127600 - 0001）



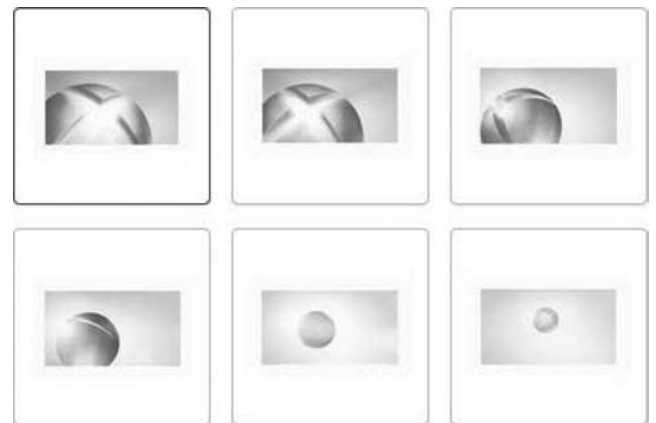
また、欧州共同体意匠理事会規則第 36 条（6）によれば、「製品の名称」は、意匠の保護範囲に影響を与えないとされている。したがって、当該画像デザインを表示するものであれば、あらゆる物品に対して意匠権が及ぶと考えられる。このような法制から、我が国の意匠法とは異なり、画像デザインと、それが具体的に表示される物品が有する機能又は操作との関連性を願書等に記載することは求められていない。そのため、機能や操作と関係のない、例えば、装飾のみを目的とする画像デザインであっても保護の対象になると考えられる。

また、多意匠 1 出願制度が採用されており、ロカルノ分類のクラスが同一であれば、複数の意匠を 1 件の出願で行うことができる。なお、1 出願に含めることができる意匠の数は、オンラインで出願する場合には 99 意匠までとされている。一方、1 つの意匠を表現す

ることのできる図面の数については制限があり、1 意匠につき最大 7 図までとされている。この点は、我が国の意匠制度よりも利便性に欠ける。したがって、図面による表現を多く必要とする、変化する画像について権利化したい場合には、7 図という制約の中で最も特徴的な態様を選択して出願しなければならない。

OHIM における変化する画像の登録例（アニメーション画像の例）

（登録番号：000521349 - 0001）



2-2 欧州（欧州共同体意匠商標庁）における我が国ユーザーの画像意匠登録例

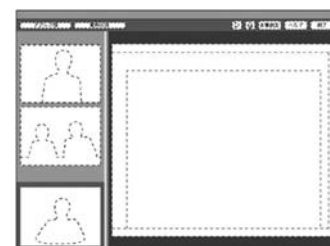
上述したように、OHIM では画像デザインについて、我が国よりも厚い保護が与えられていると考えられるが、図数の制約など我が国には無い制限もある。そこで、実際に我が国ユーザーの画像デザインが、OHIM においてどのように意匠登録されているかを調査した。

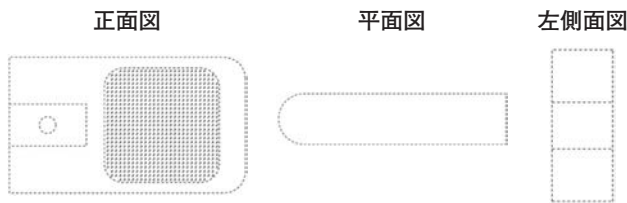
我が国における意匠登録例

意匠に係る物品：テレビ会議システム機器

（登録番号：1429041）

画像図





本件は、テレビモニター等の表示機と接続して一体として使用される物品である。我が国意匠法の場合は、このような意匠の場合、物品名を必ず特定して、意匠に係る物品の説明に、当該画像が意匠法第2条第1項のいわゆる「表示画像」に該当するか、意匠法第2条第2項のいわゆる「操作画像」に該当するかを特定できるよう記載する必要がある。我が国の場合、画像デザインは物品の一部（部分意匠）であり、物品と切り離すことができない。

したがって、画像が全く表れない破線部分についても（上記例の場合は表示機と一体として用いられる機器にあたる部分）、原則として6面図を提出することが必要である。

次に、本件の OHIM における登録例を見てみよう。

本件の OHIM における登録例
製品名：スクリーンディスプレイ

(登録番号：001282750 - 0002)



OHIM においては、上記したように、物品から離れた画像そのものが「製品」として考えられているため、本件の場合も当該画像が表示される機器の名称について具体的に特定する必要はなく、「スクリーンディスプレイ」としてのシンプルな登録が可能となっている。また、図面についても画像図のみで十分に意匠を表現できるため、他の6面図に相当する図面の必要がなく、ユーザーの負担が少ない。

2-3 米国における登録例

米国における画像デザインの保護は、特許法の体系の中に位置づけられている。米国特許法第 171 条で

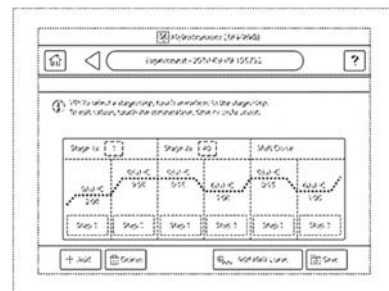
は、「Whoever invents any new, original and ornamental design for an article of manufacture…（製造物品について新規で、独創的かつ装飾的な意匠を創作した者は誰でも…）」と規定されているため、画像デザインについても「製造物品」のためのデザインであることになる。したがって、OHIM のような画像そのものではなく、画像デザインが物品に表示された状態が保護の対象となる。また、我が国の審査基準にあたる米国 MPEP1504.01 にも、物品と離れた抽象的な意匠であっても、当該意匠が製造物品に具体的に表現されていれば、保護されるべき意匠に含まれる旨が規定されている。

製造物品名については、例えば「グラフィカル・ユーザー・インターフェースを備えたディスプレイスクリーン」や「アイコンを備えたディスプレイスクリーン」といった物品名が運用上認められている。したがって、画像デザインについても「製造物品に具体的に表現されたもの」であれば登録を受けることができる。

米国における GUI の登録例

(製造物品名：グラフィカル・ユーザー・インターフェースを備えたディスプレイスクリーン)

(登録番号：705798)



米国におけるアイコンの登録例

(製造物品名：アイコンを備えたディスプレイスクリーン)

(登録番号：708636)

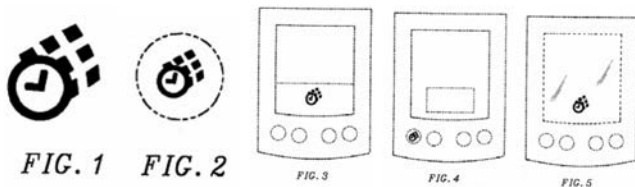


したがって、事実上、米国においても画像デザインについて、物品との関係はかなり緩やかに解釈されて

いると考えられ、画像デザインが何らかの製造物品の上に具体化されている限り、当該画像を表示することができる物品であれば、広範に権利が及ぶものと考えられる。その意味で、画像が表示される物品について具体的な物品名称まで特定し、当該物品との類否についても厳格に判断する我が国意匠法よりも画像デザインに関する保護が厚いといえる。また、我が国と異なり、画像デザインの登録要件として、願書に物品の機能及び操作の説明を記載することを必要としない。このため、上述した OHIM 同様、機能や操作と関係のない、例えば、装飾のみを目的とする画像デザインであっても保護の対象になると考えられる。一方、OHIM と異なり、多意匠 1 出願制度は採用されておらず、1 件の出願には 1 つのクレームを記載することを原則とする制度である。しかしながら、実際は、単一のクレームと認められる範囲内であれば、複数の実施形態を 1 出願に含めることが可能である。例えば、「画像図」と「画像が機器に表示された状態」のように、複数の意匠を 1 出願に含めて登録することができる。但し、米国における単一性の解釈は厳格で、我が国の関連意匠の概念とは異なるものであるため、日本では関連意匠としての登録が認められる事例であっても、米国では単一性が認められず、分割出願とすることを要求される場合も少なくない。

米国における、アイコンとアイコンが表示された機器に単一性が認められた登録例
(製造物品名：Surface ornamentation for a handheld computer or a computer-generated icon for a handheld computer)

(登録番号：473237)



2-4 米国における我が国ユーザーの画像意匠登録例

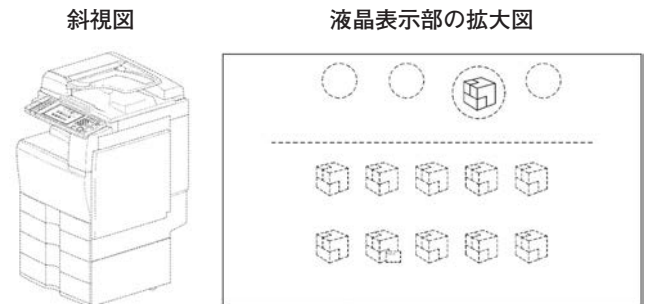
上述したように、米国では、意匠は特許法の体系の中に位置づけられているため、米国に出願するに際しては、我が国へ出願する段階からそのことを視野に入れた出願戦略を検討する必要がある。そこで、実際に

我が国ユーザーの画像デザインが、米国においてどのように意匠登録されているかを調査した。

我が国における意匠登録例

意匠に係る物品：複写機

(登録番号：1390608)

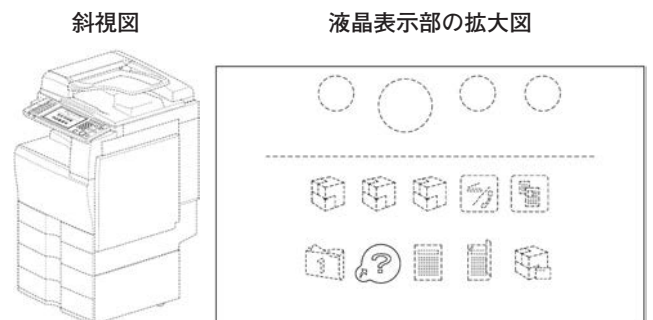


本件は、破線で表された複写機中において、実線で表された液晶表示部枠中にある 1 つのアイコン (箱のアイコン) のみを実線として、部分意匠の意匠登録出願をしたものである。本件の出願人は、図示しない他の意匠出願を本意匠とし、本件をその関連意匠として意匠登録を受けている。また、下記の意匠についても同様に関連意匠として意匠登録を受けている。

我が国における意匠登録例

意匠に係る物品：複写機

(登録番号：1394513)



本件も上記例と同様に、複写機の意匠において、液晶表示部枠中にある 1 つのアイコン (略円形で囲まれたクエスチョンマークのアイコン) について部分意匠として意匠登録出願したものである。これら 2 件の意匠出願は関連意匠としての意匠登録が認められている。

このように、我が国法制上は、本来はアイコンのみで権利化を図りたい場合であっても、その他の部分 (複写機) 全体について破線で表した 6 面図が要求されることとなる。よって、類否の判断においても、当該複写機と同一又は類似の物品に、本件アイコンの意

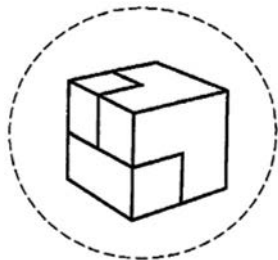
匠が用いられた場合にのみ、原則として意匠権が及ぶことになる。

次に、本件の米国における登録例を見てみよう。

本件の米国における登録例

製品物品名：アイコンを備えたディスプレイスクリーン

(登録番号：628586)



本件の米国における登録例

製品物品名：アイコンを備えたディスプレイスクリーン

(登録番号：679728)



このように、米国では上記2件とも「アイコンを備えたディスプレイスクリーン」としての登録が認められており、「複写機」に用いられるアイコンであることについてまで特定する必要がある我が国より、物品の解釈が弾力的であることが、本件登録例からも理解できる。このため、意匠を特定するために必要な図面も画像図1図のみで足り、ユーザーの利便性に資する。また、権利範囲の解釈においても、当該アイコンが複写機以外の物品のディスプレイ上に表されている場合であっても、それが製造物品の上に具体化されている限り、広く権利が及ぶと考えられる。

なお、上記2件の米国における登録例は、それぞれ別々の意匠として登録されている。上述したように、米国におけるクレームの単一性と、我が国における関連意匠の概念は異なるものであるため、本件のように、我が国では本意匠のバリエーションとして関連意匠が認められるような意匠であっても、米国では別々の意匠として存在する場合もある。

次に、変化する画像デザインの場合はどうであろう

か。この点については米国の実務上は、変化する画像であっても、当該変化に単一性がある限り、1意匠として登録が認められると考えられている。但し、この場合の権利範囲の解釈については、変化する1意匠としての態様に特徴が認められるものであるため、変化の状態が全て同一、又は、実質的に同一又は類似の場合にのみ権利が及ぶと考えられているようである。

2-5 韓国における画像デザイン登録例

韓国では、出願された物品に応じて、実体審査を行う場合と、無審査で登録を認める場合とに分けており、画像デザインについては無審査で登録がされる対象に分類されている。なお、「無審査」といっても、方式審査、工業上の利用可能性、創作容易性等については一部実体審査を行っているため、2014年7月1日から施行された改正デザイン保護法では、無審査なる呼び方を止め、「意匠一部審査」という用語に改めた。

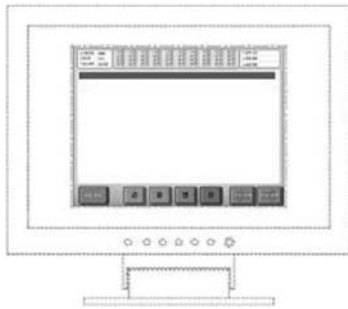
画像デザインは、表示器等の物品に表示された状態で、当該物品の部分として保護される。すなわち、我が国と同様に、部分意匠として保護されている。

デザイン保護法第2条第1項では、「デザインとは、物品〔物品の部分（第42条は除く）及び字体を含む。以下同じ。〕の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と定義されているため、我が国意匠法と同様に、画像デザインは物品を離れた状態では意匠登録できない。なお、保護対象については、グラフィックシンボルやGUIなど、物理的な物品を伴わないデザインについても、それ自体での登録を認めることを改正案として検討していたが、今回の改正では見送られた。したがって、改正後のデザイン保護法においても、画像デザインは表示器等の物品に表示された状態で、物品の部分として保護される制度である点に変更がない。一方、従来から無審査対象物品については、20意匠までを条件に、多意匠1出願制度が採用されていたが、今回の改正により、審査対象物品、無審査対象物品の区別なく、同じ類に属する物品であれば、100意匠まで複数意匠を1件で出願できるようになった。

韓国における画像デザイン登録例

デザインの対象となる物品：画像デザインが表示されたコンピューター用モニター

(登録番号：3005460240000)



上述したように、韓国においては、物品の部分として、我が国同様に画像デザインの登録を認めている。したがって、韓国における我が国ユーザーの画像デザイン登録例については今回割愛する。

3. まとめ

以上、2013年度に当部会で調査・研究した海外画像デザイン登録例をいくつか紹介した。今回も、1年と

いう限られた期間の中で、できる限り多くの事例を研究することができ、非常に有益な部会であったと思う。しかしながら、今後、我が国がジュネーブ改正協定に加盟するにあたって、これまで以上に海外における画像デザイン制度の調査・研究は重要な意義を持つことになるであろう。したがって、当該研究は今後も継続して行う必要があり、その成果を本誌等で会員に提供していきたいと思う。

参考文献：

「平成25年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究報告書」一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 発行

「平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究 調査研究報告書」一般財団法人 知的財産研究所 発行

(原稿受領 2014. 7. 14)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。

一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。

(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

第3事業部 広報・支援室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

